

議第15号 王滝村職員の等の旅費及び費用弁償に関する関係条例の整備 に関する条例について

1. 主な改正事由

昨今の物価高騰やインバウンド需要の増加等で、宿泊料金が高騰しているため、職員が適切な宿泊環境を確保出来るよう、出張旅費における宿泊料を見直し改正するもの。

2. 改正内容

県外出張における宿泊料について、定額を超えた場合、上限を付けて実費支給をする旨の改正を加える。

	現行	改正案
県 外	1夜 13,000円	1夜 13,000円 <u>定額を超える場合は実費支給</u> <u>(上限20,000円)</u>

3. 施行期日

令和8年4月1日

議第 15 号

王滝村職員等の旅費及び費用弁償に関する関係条例の整備に関する条例について

王滝村職員等の旅費及び費用弁償に関する関係条例の整備に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8年 3月 9日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 8年 月 日 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

(別紙)

王滝村職員等の旅費及び費用弁償に関する関係条例の整備に関する条例 (案)

(王滝村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例)

第1条 王滝村職員等の旅費に関する条例(昭和50年王滝村条例第15号)の一部を次のように改正する。

第12条中「定額」の次に「、又は実費による精算」を加える。

別表を次のように改める。

別表 (第12条、第13条関係)

宿泊料			食卓料
郡内	県内	県外	
1夜 10,000円	1夜 11,000円	1夜 13,000円 定額を超える場合は 実費支給(上限 20,000円)	1夜 2,000円

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例)

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年王滝村条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第4条関係)

宿泊料			食卓料
郡内	県内	県外	
1夜 10,000円	1夜 11,000円	1夜 13,000円 定額を超える場合は 実費支給(上限 20,000円)	1夜 2,000円

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)

第3条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年王滝村条例第6号の1）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

宿泊料			食卓料
郡内	県内	県外	
1夜 10,000円	1夜 11,000円	1夜 13,000円 定額を超える場合は 実費支給（上限 20,000円）	1夜 2,000円

(特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例)

第4条 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和40年王滝村条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

宿泊料			食卓料
郡内	県内	県外	
1夜 10,000円	1夜 11,000円	1夜 13,000円 定額を超える場合は 実費支給（上限 20,000円）	1夜 2,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

王滝村職員等の旅費及び費用弁償に関する関係条例の整備に関する条例について
新旧対照表

第 1 条 王滝村職員等の旅費に関する条例（昭和50年王滝村条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(日当、宿泊料) 第12条 日当及び宿泊料（公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を含む。）の額は別表の宿泊地の区分に応じ、定額、又は実費による精算により支給する。ただし、御岳山宿泊地の宿泊料は現に支払った実費を支給する。				(日当、宿泊料) 第12条 日当及び宿泊料（公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を含む。）の額は別表の宿泊地の区分に応じ、定額により支給する。ただし、御岳山宿泊地の宿泊料は現に支払った実費を支給する。			
<u>別表（第12条、第13条関係）</u>				<u>別表（第12条、第13条関係）</u>			
宿泊料			食卓料	宿泊料			食卓料
郡内	県内	県外		郡内	県内	県外	
1 夜 10,000円	1 夜 11,000円	1 夜 13,000円 定額を超える場合は 実費支給（上限 20,000円）	1 夜 2,000円	1 夜 10,000円	1 夜 11,000円	1 夜 13,000円	1 夜 2,000円

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年王滝村条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
<u>別表（第4条関係）</u>				<u>別表（第4条関係）</u>			
宿泊料			食卓料	宿泊料			食卓料
郡内	県内	県外		郡内	県内	県外	
1夜 10,000円	1夜 11,000円	1夜 13,000円 定額を超える場合は 実費支給（上限 20,000円）	1夜 2,000円	1夜 10,000円	1夜 11,000円	1夜 13,000円	1夜 2,000円

第3条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年王滝村条例第6号の1）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
<u>別表第2（第2条関係）</u>				<u>別表第2（第2条関係）</u>			
宿泊料			食卓料	宿泊料			食卓料
郡内	県内	県外		郡内	県内	県外	
1夜 10,000円	1夜 11,000円	1夜 13,000円 定額を超える場合は 実費支給（上限 20,000円）	1夜 2,000円	1夜 10,000円	1夜 11,000円	1夜 13,000円	1夜 2,000円

第4条 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和40年王滝村条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
<u>別表（第3条関係）</u>				<u>別表（第3条関係）</u>			
宿泊料			食卓料	宿泊料			食卓料
郡内	県内	県外		郡内	県内	県外	
1夜 10,000円	1夜 11,000円	1夜 13,000円 定額を超える場合は 実費支給（上限 20,000円）	1夜 2,000円	1夜 10,000円	1夜 11,000円	1夜 13,000円	1夜 2,000円